



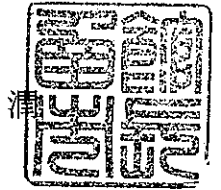
函 総 行

令和 6 年(2024年)10月 1 日

函館市役所職員労働組合

執行委員長 鎌田 保 様

函館市長 大 泉



令和 7 年度(2025年度)事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直しについて (提案)

このことについて、別紙のとおり提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直しについて

我が国においては、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的なチャンスを迎えており、春季労使交渉では、1991年以来33年振りの高水準の賃上げにより、企業の設備投資は史上最高の水準にあることから、こうした前向きな動きを中小企業・地方経済等でも実現し、日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていくとともに、これらを通じて、少子高齢化・人口減少を克服し、豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を実現していくこととしております。

本市においては、まちの活力を維持・発展させ、活気にあふれ、賑わいのあるまち、いつまでも住み続けたいまち、選ばれるまちであるためには、急激な人口減少への対応が喫緊の課題であり、この難局を乗り越えていくために、令和5年(2023年)6月に「人口減少対策本部」を立ち上げ、市の総力を挙げて取り組む体制を構築し、各種対策を進めるとともに、将来にわたって持続可能な行財政運営を確立するために、令和4年度(2022年度)に策定した「函館市行財政改革推進プラン(2022～2026)」に基づき、職員一人ひとりが行財政運営の現状や課題に対し危機意識を持ち、各種業務や事業の改善を図りながら、様々な取組みを進めることとしております。

つきましては、全ての職員が本市を取り巻く現状や課題を共有したうえで、個々の能力を十分に発揮し、活躍できるよう、職員の能力開発のほか、多様な雇用形態の活用を進めるなど、創意と工夫をこらした取組みを行うことが重要であると考えており、令和7年度(2025年度)の事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直しについて、別紙のとおり提案いたしますので、貴職のご理解とご協力をお願い申し上げます。

部 課 名	増 減 項 目	正職員数	会計年度 任用 職員数	備 考
企画部				
企画管理課	移住・人口減少対策業務に係る執行体制の強化に伴う増	1		
広報広聴課	会計年度任用職員の活用による正職員からの切り替え	▲ 1	1	
計画調整課	新たな函館市総合計画の策定に伴う増	3		
	計	3	1	
総務部				
総務課	国勢調査の実施に伴う増	2	4	
災害対策課	災害対策関連計画の策定・見直し等に伴う増	1		
行政改革課	標準準拠システムへの一部移行が完了したことに伴う減	▲ 1		
	計	2	4	
保健福祉部				
指導監査課	高齢者虐待や介護保険の不正請求に係る監査実施体制の強化に伴う増	3		
地域包括ケア推進課	介護保険事業に係る企画・管理業務の移管に伴う減	▲ 3		
	自立相談支援機関の自立的な運営が一定程度確保されたことに伴う減	▲ 1		
介護保険課	介護保険事業に係る企画・管理業務の移管に伴う増	3		
健康増進課	東部4支所管内に係る健康増進業務の実施に伴う増	1		
障がい保健福祉課	第63回北海道障がい者スポーツ大会の開催に伴う増	1	3	
保健予防課	東部4支所管内に係る感染症・難病業務の実施に伴う増	1		
	感染症・難病業務に係る執行体制の見直しに伴う減		▲ 1	
東部保健事務所	東部4支所管内に係る相談業務等の減少に伴う事務所の廃止	▲ 5		
	計	0	2	

部 課 名	増 減 項 目	正職員数	会計年度 任用 職員数	備 考
子ども未来部				
子ども企画課	子ども・子育て支援事業計画の策定終了に伴う減	▲ 1		
母子保健課	東部4支所管内に係る個別相談支援・乳児健診等業務の実施に伴う増	1		
	計	0	0	
環境部				
環境推進課	会計年度任用職員の活用による正職員からの切り替え	▲ 1	1	
	新廃棄物処理システム構築業務の実施に伴う増	2		
日乃出クリーンセンター	家庭系自己搬入ごみの事前申込み業務に係る執行体制の見直しに伴う減	▲ 1		
	計	0	1	
観光部				
観光企画課 (観光総務課)	各種イベント運営・撮影支援等業務の移管に伴う増	5		
観光振興課	各種イベント運営・撮影支援等業務の移管に伴う課の廃止	▲ 5		
観光誘致課 (観光推進課)	国際観光誘致等業務の移管に伴う増	5		
国際観光課	国際観光誘致等業務の移管に伴う課の廃止	▲ 5		
	計	0	0	

部 課 名	増 減 項 目	正職員数	会計年度 任用 職員数	備 考
教育委員会				
生涯学習部次長	執行体制の見直しに伴う減	▲ 1		
学校教育部次長	執行体制の強化に伴う増	1		
学校教育部学校教育課	教職員業務の移管に伴う減	▲ 5	▲ 1	
学校教育部教職員課	教職員課の新設に伴う増	1		
	教職員業務の移管等に伴う増	6	1	
学校教育部教育指導課	いじめや不登校などの課題への対応が完了したことに伴う減	▲ 1		
学校教育部教育政策推進室	学校における働き方改革等の課題が一定程度整理されたことに伴う室の廃止	▲ 1		
学校教育部教育政策推進室 教育政策課	学校再編・地域連携業務の移管に伴う増	2		
学校教育部教育政策推進室 学校再編・地域連携課	学校再編・地域連携業務の移管に伴う課の廃止	▲ 3		
小中学校	調理食数の減少に伴う減	▲ 1		
	児童数の減少に伴う減		▲ 2	
計		▲ 2	▲ 2	

合 計	3	6	
-----	---	---	--

令和7年度（2025年度） 事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内 容	現 行	見 直 案
企 画 部 企画管理課 ・移住・人口減少対策業務について、執行体制の強化を図るため、主査1名を増員するものであります。	(関係部分掲載) 企画管理課 (10) - 係長 1 ——— 担当 2 (庶務) - 主査 2 (企画) - 主査 1 (移住・人口減) ——— 一般F 1 - 主査 2 (水産海洋・高等教育) ——— 専門P 1 (臨海研究所管理業務) - 主査 1 (看護系大学等) ——— 一般P 2 移住・人口減担当課長 水産海洋・高等教育担当課長 看護系大学等担当課長	(関係部分掲載) 企画管理課 (11) - 係長 1 ——— 担当 2 (庶務) - 主査 2 (企画) - 主査 2 (移住・人口減) ——— 一般F 1 - 主査 2 (水産海洋・高等教育) ——— 専門P 1 (臨海研究所管理業務) - 主査 1 (看護系大学等) ——— 一般P 2 移住・人口減担当課長 水産海洋・高等教育担当課長 看護系大学等担当課長

令和7年度（2025年度） 事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内 容	現 行	見 直 案																																													
企 画 部 広報広聴課 ・ 広報広聴業務について、本格的業務以外の業務に会計年度任用職員を活用することにより、担当1名を一般フルタイム会計年度任用職員1名に切り替えるものであります。 計画調整課 ・ 新しい函館市総合計画を策定するため、担当課長1名を配置するとともに、主査1名、担当者1名を増員するものであります。	(関係部分掲載) 広報広聴課 (5) 主査 2 (広報広聴) ——— 担当 2 計画調整課 (6) 主査 3 (計画調整) ——— 担当 2	(関係部分掲載) 広報広聴課 (4) 主査 2 (広報広聴) ——— 担当 1 ——— 一般F 1 計画調整課 (8) 主査 3 (計画調整) ——— 担当 2 主査 1 (新計画) ——— 担当 1 新計画策定担当課長																																													
	<table><tr><th>区 分</th><th>部長</th><th>次長</th><th>課長</th><th>係長・主査</th><th>担当者</th><th>計</th><th>パート</th><th>フル</th></tr><tr><td>配置数</td><td></td><td></td><td>6</td><td>12</td><td>6</td><td>24</td><td>3</td><td>1</td></tr></table>	区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル	配置数			6	12	6	24	3	1	<table><tr><th>区 分</th><th>部長</th><th>次長</th><th>課長</th><th>係長・主査</th><th>担当者</th><th>計</th><th>パート</th><th>フル</th></tr><tr><td>配置数</td><td></td><td></td><td>7</td><td>14</td><td>6</td><td>27</td><td>3</td><td>2</td></tr><tr><td>増 減</td><td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td></td><td>3</td><td></td><td>1</td></tr></table>	区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル	配置数			7	14	6	27	3	2	増 減			1	2		3		1
区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル																																							
配置数			6	12	6	24	3	1																																							
区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル																																							
配置数			7	14	6	27	3	2																																							
増 減			1	2		3		1																																							

令和7年度（2025年度） 事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内 容	現 行	見 直 案
総 務 部 総務課 ・国勢調査を実施するため、担当課長1名を配置するとともに、担当1名、フルタイム会計年度任用職員4名を増員するものであります。	(関係部分掲載) <pre> graph TD A[総務課 9] --> B[系長 1 (庶務)] A --> C[主査 2 (統計)] B --> D[担当 3] D --> E[一般F 1] C --> F[担当 2] F --> G[専門P 1 (統計調査業務)] </pre>	(関係部分掲載) <pre> graph TD A[総務課 10] --> B[系長 1 (庶務)] A --> C[主査 2 (統計)] B --> D[担当 3] D --> E[一般F 1] C --> F[担当 3] F --> G[統計調査担当課長] F --> H[一般F 4] H --> I[専門P 1 (統計調査業務)] </pre>

令和7年度（2025年度） 事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内 容	現 行	見 直 案																																													
総 務 部 災害対策課 ・ 災害対策関連計画の策定・見直し等を実施するため、主査1名を増員するものであります。 行政改革課 ・ 情報システムの標準化について、標準準拠システムへの移行が一部完了することから、主査1名を削減するものであります。	(関係部分掲載) 災害対策課 (7) 主査 1 (防災会議・防災計画) 主査 1 (避難所・訓練) 主査 1 (要支援者・自主防災組織) 担当 3 専門P 2 (防災業務) 専門P 2 (個別避難計画作成業務) 行政改革課 (6) 主査 5 (行政改革)	(関係部分掲載) 災害対策課 (8) 主査 2 (防災会議・防災計画) 主査 1 (避難所・訓練) 主査 1 (要支援者・自主防災組織) 担当 3 専門P 2 (防災業務) 専門P 2 (個別避難計画作成業務) 行政改革課 (5) 主査 4 (行政改革)																																													
	<table><tr><th>区 分</th><th>部長</th><th>次長</th><th>課長</th><th>係長・主査</th><th>担当者</th><th>計</th><th>パート</th><th>フル</th></tr><tr><td>配置数</td><td></td><td></td><td>5</td><td>15</td><td>11</td><td>31</td><td>5</td><td>1</td></tr></table>	区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル	配置数			5	15	11	31	5	1	<table><tr><th>区 分</th><th>部長</th><th>次長</th><th>課長</th><th>係長・主査</th><th>担当者</th><th>計</th><th>パート</th><th>フル</th></tr><tr><td>配置数</td><td></td><td></td><td>6</td><td>15</td><td>12</td><td>33</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td>増 減</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>2</td><td></td><td>4</td></tr></table>	区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル	配置数			6	15	12	33	5	5	増 減			1		1	2		4
区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル																																							
配置数			5	15	11	31	5	1																																							
区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル																																							
配置数			6	15	12	33	5	5																																							
増 減			1		1	2		4																																							

令和7年度（2025年度） 事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内 容	現 行	見 直 案
保 健 福 祉 部 指導監査課 ・高齢者虐待や介護保険の不正請求に係る監査実施体制の強化を図るため、主査1名、担当2名を増員するものがあります。	(関係部分掲載) 指導監査課 (13) - 主査 2 ——— 担当 1 (社会福祉法人・社会福祉施設) - 主査 1 ——— 担当 2 (障害等) - 主査 2 ——— 担当 4 (高齢者)	(関係部分掲載) 指導監査課 (16) - 主査 2 ——— 担当 1 (社会福祉法人・社会福祉施設) - 主査 1 ——— 担当 2 (障害等) - 主査 3 ——— 担当 6 (高齢者)
地域包括ケア推進課 ・介護保険事業を一体的かつ効率的に実施するため、介護保険課へ企画・管理業務を移管することから、主査1名、担当2名を削減するものがあります。 ・自立相談支援機関の自立的な運営が、一定程度確保されたため、担当課長1名を削減するものであります。	地域包括ケア推進課 (12) - 主査 1 ——— 担当 2 (企画・管理) - 主査 1 ——— 担当 2 (支援体制) - 主査 1 ——— 担当 1 (医療・介護連携) - 主査 1 ——— 担当 1 (福祉拠点) - 主査 1 ——— 担当 1 (自立支援) 福祉拠点担当課長	地域包括ケア推進課 (9) - 主査 1 ——— 担当 2 (支援体制) - 主査 1 ——— 担当 1 (医療・介護連携) - 主査 1 ——— 担当 1 (福祉拠点) - 主査 1 ——— 担当 1 (自立支援)

令和7年度（2025年度） 事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内 容	現 行	見 直 案
保 健 福 祉 部 介護保険課 ・地域包括ケア推進課から企画および管理に係る業務を移管することで、介護保険事業を一体的かつ効率的に実施するため、主査1名、担当2名を増員するものであります。	(関係部分掲載) 介護保険課 (24) 主査 1 ——— 担当 6 ——— 専門P 1 (介護サービス) (適正化業務) 主査 1 ——— 担当 7 ——— 専門P 16 (介護認定) (訪問調査業務) 主査 1 ——— 担当 7 ——— 専門P 6 (介護保険料) (保険料徴収業務)	(関係部分掲載) 介護保険課 (27) 主査 1 ——— 担当 2 (企画・管理) 主査 1 ——— 担当 6 ——— 専門P 1 (介護サービス) (適正化業務) 主査 1 ——— 担当 7 ——— 専門P 16 (介護認定) (訪問調査業務) 主査 1 ——— 担当 7 ——— 専門P 6 (介護保険料) (保険料徴収業務)
健康増進課 ・東部保健事務所の廃止に伴い、東部4支所管内の健康増進業務を行うことから、担当1名を増員するものであります。	健康増進課 (13) 主査 1 ——— 担当 1 ——— 専門P 1 (庶務) (一般事務補助等業務 (障がい者)) 主査 1 ——— 担当 1 (がん健診) 主査 1 (歯科事業) 主査 1 ——— 担当 2 ——— 専門P 1 (食育事業) (管理栄養士業務) 主査 1 ——— 担当 3 ——— 専門P 1 (保健事業) (受動喫煙防止業務)	健康増進課 (14) 主査 1 ——— 担当 1 ——— 専門P 1 (庶務) (一般事務補助等業務 (障がい者)) 主査 1 ——— 担当 1 (がん健診) 主査 1 (歯科事業) 主査 1 ——— 担当 2 ——— 専門P 1 (食育事業) (管理栄養士業務) 主査 1 ——— 担当 4 ——— 専門P 1 (保健事業) (受動喫煙防止業務)

令和7年度（2025年度） 事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内 容	現 行	見 直 案
保 健 福 祉 部 障がい保健福祉課 ・第63回北海道障がい者スポーツ大会が函館市や近隣市町で開催されるため、担当1名、一般フルタイム会計年度任用職員3名を増員するものであります。	(関係部分掲載) 障がい保健福祉課（33） - 主査 1 ——— 担当 3 (給付管理) - 主査 2 ——— 担当 3 (社会参加・事業) - 主査 1 ——— 担当 5 ——— 専門P 1 (公費医療等) (公費医療等事務業務) - 主査 3 ——— 担当 13 ——— 専門P 2 (相談支援・精神保健) (精神保健福祉事務業務) - 専門P 1 (ろうあ相談員) - 専門P 2 (専任手話通訳者) - 専門P 3 (障害支援区分認定調査等業務) - 嘱託医師 - 主査 1 (障がい者スポーツ大会)	(関係部分掲載) 障がい保健福祉課（34） - 主査 1 ——— 担当 3 (給付管理) - 主査 2 ——— 担当 3 (社会参加・事業) - 主査 1 ——— 担当 5 ——— 専門P 1 (公費医療等) (公費医療等事務業務) - 主査 3 ——— 担当 13 ——— 専門P 2 (相談支援・精神保健) (精神保健福祉事務業務) - 専門P 1 (ろうあ相談員) - 専門P 2 (専任手話通訳者) - 専門P 3 (障害支援区分認定調査等業務) - 嘱託医師 - 主査 1 ——— 担当 1 ——— 一般F 3 (障がい者スポーツ大会)

令和7年度（2025年度） 事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内 容	現 行	見 直 案																																													
保健福祉部 保健予防課 ・東部保健事務所の廃止に伴い、東部4支所管内の感染症・難病業務を実施することから担当1名を増員するとともに、難病業務に係る執行体制の見直しにより、専門パートタイム会計年度任用職員1名を削減するものであります。 東部保健事務所 ・東部4支所管内の人口減少や福祉拠点の設置に伴い相談業務等が減少したことから、各業務の関係課で業務を行うため、東部保健事務所を廃止するものであります。	(関係部分掲載) 保健予防課（14） 主査 3 (感染症・難病) 担当 10 専門P 1 (感染症・難病対策事務業務) 専門P 1 (感染症等健康相談および健康被害相談業務) 東部保健事務所（5） 主査 1 (障がい福祉・巡回検診・がん検診・母子保健事業・巡回健康相談・保健予防・健康増進・高齢者福祉事業) 担当 3	(関係部分掲載) 保健予防課（15） 主査 3 (感染症・難病) 担当 11 専門P 1 (感染症等健康相談および健康被害相談業務) (廃 止)																																													
	<table><tr><td>区 分</td><td>部長</td><td>次長</td><td>課長</td><td>係長・主査</td><td>担当者</td><td>計</td><td>パート</td><td>フル</td></tr><tr><td>配置数</td><td></td><td></td><td>8</td><td>30</td><td>77</td><td>115</td><td>37</td><td></td></tr></table>	区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル	配置数			8	30	77	115	37		<table><tr><td>区 分</td><td>部長</td><td>次長</td><td>課長</td><td>係長・主査</td><td>担当者</td><td>計</td><td>パート</td><td>フル</td></tr><tr><td>配置数</td><td></td><td></td><td>6</td><td>30</td><td>79</td><td>115</td><td>36</td><td>3</td></tr><tr><td>増 減</td><td></td><td></td><td>▲ 2</td><td></td><td>2</td><td></td><td>▲ 1</td><td>3</td></tr></table>	区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル	配置数			6	30	79	115	36	3	増 減			▲ 2		2		▲ 1	3
区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル																																							
配置数			8	30	77	115	37																																								
区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル																																							
配置数			6	30	79	115	36	3																																							
増 減			▲ 2		2		▲ 1	3																																							

令和7年度（2025年度） 事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内 容	現 行	見 直 案																																													
子ども未来部 子ども企画課 ・子ども・子育て支援事業計画策定業務の終了に伴い、担当1名を削減するものであります。 母子保健課 ・東部保健事務所の廃止に伴い、東部4支所管内の個別相談支援・乳児健診等業務を実施することから、担当1名を増員するものであります。	(関係部分掲載) 子ども企画課 (10) 係長 1 (庶務) ——— 担当 3 主査 1 (私学) ——— 担当 1 主査 1 (企画) ——— 担当 2 ——— 一般P 1 母子保健課 (16) 主査 3 (母子保健) ——— 担当 12 専門P 3 (マザーズ・サポート・ステーション相談業務) 専門P 4 (母子保健等保健師業務) 嘱託医師	(関係部分掲載) 子ども企画課 (9) 係長 1 (庶務) ——— 担当 3 主査 1 (私学) ——— 担当 1 主査 1 (企画) ——— 担当 1 ——— 一般P 1 母子保健課 (17) 主査 3 (母子保健) ——— 担当 13 専門P 3 (マザーズ・サポート・ステーション相談業務) 専門P 4 (母子保健等保健師業務) 嘱託医師																																													
	<table><tr><th>区 分</th><th>部長</th><th>次長</th><th>課長</th><th>係長・主査</th><th>担当者</th><th>計</th><th>パート</th><th>フル</th></tr><tr><td>配置数</td><td></td><td></td><td>2</td><td>6</td><td>18</td><td>26</td><td>8</td><td></td></tr></table>	区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル	配置数			2	6	18	26	8		<table><tr><th>区 分</th><th>部長</th><th>次長</th><th>課長</th><th>係長・主査</th><th>担当者</th><th>計</th><th>パート</th><th>フル</th></tr><tr><td>配置数</td><td></td><td></td><td>2</td><td>6</td><td>18</td><td>26</td><td>8</td><td></td></tr><tr><td>増 減</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル	配置数			2	6	18	26	8		増 減								
区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル																																							
配置数			2	6	18	26	8																																								
区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル																																							
配置数			2	6	18	26	8																																								
増 減																																															

令和7年度（2025年度） 事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内 容	現 行	見 直 案																																													
環 境 部 環境推進課 ・減量・美化推進業務について、本格的業務以外の業務に会計年度任用職員を活用することにより、担当1名を一般フルタイム会計年度任用職員1名に切り替えるものであります。 ・一般廃棄物の処理に関わる新廃棄物処理システム構築業務を実施するため、担当課長1名を配置するとともに、主査1名を増員するものであります。 日乃出クリーンセンター ・家庭系自己搬入ごみの事前申込み受付業務について、業務執行体制を見直し、担当1名を削減するものであります。	(関係部分掲載) 環境推進課 (13) 主査 1 (減量・美化) — 担当 3 主査 1 (再資源化) — 担当 3 主査 2 (廃棄物処理計画) — 担当 2 日乃出クリーンセンター (23) 主査 4 — 担当 12 主査 4 — 担当 2 施設整備担当課長 <table><tr><th>区 分</th><th>部長</th><th>次長</th><th>課長</th><th>係長・主査</th><th>担当者</th><th>計</th><th>パート</th><th>フル</th></tr><tr><td>配置数</td><td></td><td></td><td>3</td><td>12</td><td>22</td><td>37</td><td></td><td></td></tr></table>	区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル	配置数			3	12	22	37			(関係部分掲載) 環境推進課 (13) 主査 1 (減量・美化) — 担当 2 — 一般F 1 主査 1 (再資源化) — 担当 3 主査 2 (廃棄物処理計画) — 担当 2 主査 1 (新廃棄物処理システム) — 担当 2 新廃棄物処理システム担当課長 日乃出クリーンセンター (22) 主査 4 — 担当 11 主査 4 — 担当 2 施設整備担当課長 <table><tr><th>区 分</th><th>部長</th><th>次長</th><th>課長</th><th>係長・主査</th><th>担当者</th><th>計</th><th>パート</th><th>フル</th></tr><tr><td>配置数</td><td></td><td></td><td>4</td><td>13</td><td>20</td><td>37</td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>増 減</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>▲ 2</td><td></td><td></td><td>1</td></tr></table>	区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル	配置数			4	13	20	37		1	増 減			1	1	▲ 2			1
区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル																																							
配置数			3	12	22	37																																									
区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル																																							
配置数			4	13	20	37		1																																							
増 減			1	1	▲ 2			1																																							

令和7年度（2025年度） 事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内 容	現 行	見 直 案
観 光 部 観光企画課 (観光総務課) ・観光振興課から各種イベント運営・撮影支援等の業務を移管することで、繁忙時に機動的に対応するため、担当課長1名を配置するとともに、主査1名、担当3名を増員するものであります。 観光振興課 ・各種イベント運営・撮影支援等業務について、観光総務課へ移管することから、課を廃止するものであります。	(関係部分掲載) 観光企画課 (7) - 係長 1 (庶務) ——— 担当 3 - 主査 1 (企画) ——— 担当 1 観光振興課 (5) - 主査 1 (フェスティバルタウン・観光開発) - 主査 1 (フィルムコミッション) - 担当 2	(関係部分掲載) 観光総務課 (11) - 係長 1 (庶務) ——— 担当 3 - 主査 1 (観光戦略) ——— 担当 1 - 主査 1 (イベント・フィルムコミッション) ——— 担当 3 イベント・フィルムコミッション担当課長 (廃 止)

令和7年度（2025年度） 事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内 容	現 行	見 直 案																																													
観 光 部 観光誘致課 （観光推進課） ・国際観光課から国際観光誘致等業務を移管することで、国内海外観光客の誘致・受入を一体的に推進するほか、観光誘客に特化した資源・メニュー開発を行うことから、担当課長1名を配置するとともに、主査1名、担当3名を増員するものであります。 国際観光課 ・国内海外観光客の誘致・受入を一体的に推進することから、観光推進課へ業務を移管するため、課を廃止するものであります。	（関係部分掲載） 観光誘致課（9） 主査 2 （誘客・広域観光） 主査 1 （MICE） 担当 5 国際観光課（5） 主査 2 （国際観光） 担当 2	（関係部分掲載） 観光推進課（13） 主査 1 （広域連携） 主査 1 （海外） 主査 1 （MICE） 主査 1 （コンテンツ開発） 担当 2 担当 2 担当 1 担当 3 コンテンツ開発担当課長 （廃 止）																																													
	<table><tr><th>区 分</th><th>部長</th><th>次長</th><th>課長</th><th>係長・主査</th><th>担当者</th><th>計</th><th>パート</th><th>フル</th></tr><tr><td>配置数</td><td></td><td></td><td>4</td><td>9</td><td>13</td><td>26</td><td></td><td></td></tr></table>	区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル	配置数			4	9	13	26			<table><tr><th>区 分</th><th>部長</th><th>次長</th><th>課長</th><th>係長・主査</th><th>担当者</th><th>計</th><th>パート</th><th>フル</th></tr><tr><td>配置数</td><td></td><td></td><td>4</td><td>7</td><td>15</td><td>26</td><td></td><td></td></tr><tr><td>増 減</td><td></td><td></td><td></td><td>▲ 2</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル	配置数			4	7	15	26			増 減				▲ 2	2			
区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル																																							
配置数			4	9	13	26																																									
区 分	部長	次長	課長	係長・主査	担当者	計	パート	フル																																							
配置数			4	7	15	26																																									
増 減				▲ 2	2																																										

令和7年度（2025年度） 事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内 容	現 行	見 直 案
教 育 委 員 会 生涯学習部次長 学校教育部次長 ・生涯学習部の執行体制の見直しにより、次長1名を削減するほか、学校教育部の執行体制を強化するため、次長1名を配置するものであります。 学校教育部学校教育課 ・教職員業務について、教職員課へ移管することから、主査1名、担当4名、専門パートタイム会計年度任用職員1名を削減するものであります。 学校教育部教職員課 ・学校経営に係る教員からの相談等に対して執行体制の強化を図るとともに、学校所属の会計年度任用職員に係る業務を集約し、効率的に行うため、新たに教職員課を新設し、課長1名、主査1名、担当5名、専門パートタイム会計年度任用職員1名を配置するものであります。	(関係部分掲載) 生涯学習部次長（管理） 生涯学習部次長（推進） 学校教育課（11） 主査 1 (学務) ——— 担当 4 ——— 一般 P 1 主査 1 (教職員) ——— 担当 4 ——— 専門 P 1 (教職員人事管理 補助業務) 	(関係部分掲載) 生涯学習部次長 (廃 止) 学校教育部次長 学校教育課（6） 主査 1 (学務) ——— 担当 4 ——— 一般 P 1 教職員課（7） 主査 1 (教職員) ——— 担当 5 ——— 専門 P 1 (教職員人事管理 補助業務)

令和7年度（2025年度） 事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内 容	現 行	見 直 案
教 育 委 員 会 学校教育部教育指導課 ・いじめ重大事態に対する体制等の構築に係る業務が完了することから、主査1名を削減するものであります。	(関係部分掲載) 	(関係部分掲載)
学校教育部教育政策推進室 (教育政策課、 学校再編・地域連携課)		

令和7年度（2025年度） 事務事業・組織機構の見直しによる職員数の見直し

内 容	現 行	見 直 案																																													
教育委員会 小中学校 ・ 八幡小学校の学校給食調理場において、調理食数が減少し、配置基準を下回ったことから、調理員 1 名を削減するものであります。 ・ 小学校 2 校（駒場小・南本通小）において、児童数が減少し、事務員の配置基準を下回ったことから、専門パートタイム会計年度任用職員 2 名を削減するものであります。	(関係部分掲載) 小中学校 (79) 用務員 66 — 専門 P 7 (東部 4 支所用務員業務) 調理員 13 専門 P 35 (学校事務業務) 専門 P 15 (学校司書業務)	(関係部分掲載) 小中学校 (78) 用務員 66 — 専門 P 7 (東部 4 支所用務員業務) 調理員 12 専門 P 33 (学校事務業務) 専門 P 15 (学校司書業務)																																													
	<table><tr><td>区 分</td><td>部長・次長</td><td>課長</td><td>課長補佐</td><td>係長・主査</td><td>担当者</td><td>計</td><td>パート</td><td>フル</td></tr><tr><td>配置数</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>5</td><td>89</td><td>104</td><td>60</td><td></td></tr></table>	区 分	部長・次長	課長	課長補佐	係長・主査	担当者	計	パート	フル	配置数	3	4	3	5	89	104	60		<table><tr><td>区 分</td><td>部長・次長</td><td>課長</td><td>課長補佐</td><td>係長・主査</td><td>担当者</td><td>計</td><td>パート</td><td>フル</td></tr><tr><td>配置数</td><td>2</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td><td>89</td><td>102</td><td>58</td><td></td></tr><tr><td>増 減</td><td>▲ 1</td><td></td><td></td><td>▲ 1</td><td></td><td>▲ 2</td><td>▲ 2</td><td></td></tr></table>	区 分	部長・次長	課長	課長補佐	係長・主査	担当者	計	パート	フル	配置数	2	4	3	4	89	102	58		増 減	▲ 1			▲ 1		▲ 2	▲ 2	
	区 分	部長・次長	課長	課長補佐	係長・主査	担当者	計	パート	フル																																						
配置数	3	4	3	5	89	104	60																																								
区 分	部長・次長	課長	課長補佐	係長・主査	担当者	計	パート	フル																																							
配置数	2	4	3	4	89	102	58																																								
増 減	▲ 1			▲ 1		▲ 2	▲ 2																																								